

## 法学部設立

堺 鉱 二 朗

### 1. 法学部申請のころ

ここでは、札幌大学の法学部および法学研究科設立までの経過を当時を思い出しながら書いてみようと思つております。

本学が、設立二〇年を経ながら、当初の総合大学構想に近づくために最も必要とされる法学部が作られていないという状況であり、そこで多くの議論がなされた結果、結局、教学全体・理事会が、法学部設置の方向に意思統一がなされ、その準備が進められることになりました。

本学において、学部増を実現するにはいくつもの難題がありました。たとえば、当時の文部省の方針にまつこうからぶつかること、特色ある学部としなければならないことなどでした。具体的になつたとして、優秀な教員を札幌に集めることができるのであるのか。対文部省対策はどうしたらよいのか、本学の実動関係者をどうするのか、など。

新学部設立は、理事会の仕事であるため、理事会内に担当部局を作り動きはじめました。対文部省対策としては、理事長の協力を得て、関係部局をていねいに挨拶まわりをしていただきました。のちに、このことが省内で札大に対して好感をもつて受けとめてくれたと聞いております。これは、直前まで大臣をしていた理事長が、課長以下の人達に、"よろしく"とあいさつしたためでしよう。また、当時の本学学長は学生野球連盟の会長をしていたことがありますため、その関係からも文部省当局に挨拶をしていただきました。

私立大学協会関係の長をしていた中央大学の学長、法政大学の学長にもいろいろとお世話をなりました。特にカリキュラムに関する多くのアドバイスをいただきました。

また、教育行政にあかるい某国会議員の秘書を通じて、文部省の担当部局の責任者である課長補佐を紹介してもらい、このことが、非常に良かったとあとでわかりました。彼のいる室は数名の職員がいるだけですが、全国の大学関係者が、それぞれの要望を実現させるため、つめかけているところであり、皆熱心に折衝しているところであります。多くの大学関係者は、当初、係員からはじめ、つぎに係長、そして最高責任者である課長補佐という順序で話しが進んでいくことになつております。そこで我々がどうして責任者と話し合っているのか、うらやましがられておりました。もっとも我々の要望は、少しも進んでいなかつたのですが……。このような我々の当初からの学部新設への対応は、すでに述べましたごとく事前のさまざまなものおかけだと思つております。当時はなかなか話が進まないので、気がつかなかつたですが、あとで事前のやつかいな仕事が大切だと知ることになりました。

当局との話し合いが始まりますが、当時の文部省の方針は、政令指定都市（札幌市である）には、新設学部の設置は認めない、というものがありました。

したがって、我々には、これに対抗すること、それをのりこえることが、重要な役割になります。以後、十五回にわたって上京し、説得にあたることになりました。

始めは、法学部設立の趣旨・目的・内容を説明するのはもちろんのことでしたが、内実は、法学部新設の必要性の説得のくりかえしでした。学部の内容までは聞いてもらえたが、

主たる交渉担当者は、理事であつた私（経営学部教授）と田中昇平理事（経済学部教授）でありました。対文部省に対する我々の反論は、札幌（北海道も含む）における社会科学系学部、人文系学部と法学部の数字と学生数の比較、法学部へ進学する学生が道外で生活するための父母の負担増、札幌における高校の数とその生徒の増加率、法学部の少なさ、当時の他の政令指定都市との比較など、各方面から札幌大学での法学部の必要性を論じ続けました。

この交渉が数回以上となるころは、当局が少しも譲歩しないのに話し合いを続けてくれていることに我々は注目し、若干の明るさを感じておりました。そのころから我々は、具体的に教員人事、人選、カリキュラムの具体化にも一步を踏み出し、この方面をも同時に進行させることになりました。

そのころ、私法学原理・公法学原理・ゆるやかなコース制とか、社会的要請に応える人材の育成に、いかにして対応するべきか、広い視野における的確な判断力を養成する法的知識の合理的な修得のためのカリキュラムの作成の検討に入りました。

つぎに重要なことは、教員組織をいかにするかということになります。第一に、学部の中心となる学部長となる人物をいかにさがすかが問題、多方面に手をまわし、何人かの有名教授の名前があげられました。

最終的に内山尚三法政大学教授にしばられました。同教授は「世界平和アピール七人委員会」の事務局長をもやつており、ノーベル賞受賞者たちと平和に関するアピールを毎年出しておられ、個性の強い学者たちをまとめる仕事を長年やってこられたことに注目しました。研究面では、民法方面ですが、特に先生は、学部時代は、丸山真男ゼミ、大学院時代は、川島武宣ゼミにおいて法社会学、民法学の研究にとりくまれ、とくに建設労働関係、建設請負契約の研究をライフ・ワークとし高く評価されておりました。そのほか、法大の法学部長、同大学院委員会委員長、法社会学会や日本私法学会の理事、そのほか各界で名を知られており、我々は、ぜひ学部の責任者になつていただきたいと切望いたしました。

先生は、まだ法大の現役ですのでなかなか大変なことでした。我々は、上京し、成城の御自宅、銀座の事務所を訪問し、熱心に協力を要請いたしました。日時がかかりましたが、先生がようやく承諾くださいり、新学部の中心がきまりましたため教員の組織作りに入ることになり、まだ当局との接衝中ではありますでしたが、少しづつ学部作りを進めていくことになりました。カリキュラム作りには、大変苦労いたしましたが、あまりにユニークな学部を作ることは、法学部のあるべき型がありますので、人員、教授、学科目等、定型内で作成しなければなりませんでした。

私は、法律学への入門科目として、公法学原理、私法学原理をまず導入しました。また、特に、全国ではじめての企業法務コースを設けました。企業における法律にたずさわる団体よりの意見に現実を直視する解決方法をさぐるという、企業法務に対する社会的要請を受け入れたものです。もつともこれを担当する教員を広く集めなければならぬという課題もありました。

他方、同時進行で進めていた学部新設面では、何回目でしたか札幌市以外ならどうだという意見が当局からなされました。もちろん我々は、札幌に十分な土地等があり、それはできませんことわりました。このことは、学部を作つてよいとの見解であり、我々は、してやつたりと喜びました。ただし札幌ではありませんでしたが……。その後、多分十三回目の接衝だったと思いますが、ほとんど札幌市内での法学部新設が〇・Kとなり、室の責任者から部下の係長へ話し合いが下されることになりました。そこで交渉のとき、担当係長の質問がおもしろかつたので今でもおぼえています。

十四回目となりましたが、また、どこの大学ですかに始まり、何をなさりたいのですか、どんな法学部を作りたいのですか等の質問をされ、私はびっくりしてしまうと同時に、話す気にもなりませんでした。それはこれまで何回もそのような質問に答えつづけてきたからです。法学部設置の趣旨、内容を再三説明し、当局を納得させてきたつもりでしたので、私は、失礼ながらもう説明する気がしなくなり、田中理事にそれをまかせました。田中先生は、何度か聞いておりましたので、法律家のようにスラスラと話して下さり感謝しております。役人とは、こんなものかと変に感心したことを思い出します。

最後の十五回目には、よろしいですから、たしかな内容を作り申請しなさい、細かいところは、教えません、あなたたちでやりなさいと言われ、長かった折衝というか交渉は、ともかく終わりをつげました。

そこで、我々は、たしか田辺・遠田両理事と石田事務局長、黒沢課長、田中理事と私だつたと思いますが、祝杯をあげました。

ところで、それまでひそかに進めていた人事を正式に始めることになります。北大から五十嵐清教授他二名、法

政大から桐山教授（商法）、原隆教授（ロシア連邦法）、民間から吉田明教授（商法）、裁判官から叶和夫教授（民事訴訟法、行政訴訟法）、また、九大から近藤昭三教授（行政法）、中大関係から半田佑司教授（刑法）、早大関係から小林孝輔教授（憲法・青学大）他二名（林・金城）、旭川大から山口康夫助教授（現國士館大学教授）、明大から清野幾久子講師（現明大法科大学院教授）若干時期はずれるが地方政治史の清水照典教授ときまり、そのほかすでに札大に前から在席していた、田中穂積教授（国際公法）土井勝久教授（商法）、竹川雅治教授（社会法）、鈴木礼暁教授（政治学）および堺鉢二郎教授（労働法）という構成であります。

このような人事がまとまるまでの間にも、いくつかの苦勞がありました。前の職場からの移籍がスムーズにいかなかつた場合もあり、ご迷惑をおかけした先生もおります。

なかでも青学大の小林先生の承諾を得るのには苦労しました。内山先生、そして小林先生と親しい和田英夫明大教授（憲法）、そして私と田中先生の四人で築地の寿司屋において長時間かけて就任を要請し、かなりのところで話は進んだのですが結論はせず、帰りに私と田中先生がおいかけて無理矢理話をつけたように思い出します。

実務家を一名ほしかったため、最高裁と東京地裁に行き、紹介されていたある判事の部屋へ行つて話していくところへ叶先生が裁判官を退職するためのあいさつをしに入室してきました。そこで、さつそく札幌の話しをしたところ、札幌地裁にも赴任していくことがあるとのこと、ぜひ札幌大学の法学部へと要請しその場で承諾を得ました。条件は、開設までの間、弁護士をやつてよろしいかと要望され我々はO・Kしました。また、吉田先生はある生保会社の取締役であり商法の研究も続けており、著作もある人物で、研究生時代だと思いますが有名な先生の指示で生保関係にいる教え子の助けをしてやつてくれとたのまれたため、そこに入り、年月が過ぎていつた。しか

し、研究者への道を進みたいとの希望があり、関係学者の評価も高かつたため来札していただきことになりました。その後、年月が過ぎるころ近藤九大教授などがつぎつぎときまり、教授陣も充実し、カリキュラム担当者がほぼ埋まることになりました。

## 2. 大学院の申請

その後、札幌大学法学部は順調に発展をつづけ、教員は、皆よく研究に入れ、教育面も充実していくきました。内山先生が、一九九〇年（平成二年）に学長になられ、大学全体の発展に力点を置かれるようになって何年かが過ぎ、私は内山学長の要請で二度目の理事職をひきうけることになります。学部開設後、法学部は、紀要をつづけて発行し、企業法務研究所を設立し一九九三年（平成五年）から、”札大企業法務”を発行するほどになりました。このため学部内で大学院修士課程の開設をとの声が高まり、学長よりの各学部の将来計画を提出するようとの指示があつたため、他学部に先がけて、マスターコース設置の準備作業を開始いたしました。

このころは学部設立時ほどの困難はなく、多くの人の助力により、スムーズに申請許可されることになり札幌大学に大学院が初めて置かれその後、これに統いて、外国語学部・経済学部・経営学部・文化学部においても大学院マスター・コースが作られ、これにより、札幌大学は大学院を有する総合大学へ一步を進めることになりました。

法学研究科は学部の”高い識見と広い視野に支えられたリーガル・マインドの育成”との教育方針をさらに進めて「法律に関する高度な専門知識と素養を備えた高度法務職業人の養成」というところに視点をおいて設立したように記憶しております。

大学院となりますと学部と異なり、かなりの人才を集めなければなりませんでした。

もつとも、学部設立後年月がたっておりますので学部から十名前後の教授が、その資格をもつことになりましたので、これプラスということになります。それは以下の先生方であります。

知的所有権法の早大から土井輝生教授（国際取引法研究）、九州大の近藤昭三教授（行政法研究・同演習・フランス文献研究）、政治学の清水昭典教授（北海道政治行政史研究・同演習）、憲法の木村正俊教授（憲法研究・同演習）。オムニバス方式で実業会から石田正泰先生と田中幸弘先生（企業法務特殊研究）、向田直範先生（産業法特殊研究）、山本孝夫先生（企業法務特殊研究、現明大教授）。

本学から原隆教授（ロシア連邦法研究・同演習）、五十嵐清教授（比較民事法特殊研究）、叶和夫教授（民事訴訟特殊研究）、田中穂積教授（国際法研究・同演習）、半田佑司教授（刑法研究・ドイツ文献研究）、土井勝久教授（企業組織法研究・同演習）、山口康夫教授（現代契約法研究・同演習）、福士明教授（行政法特殊研究・同演習）、そのほか内山尚三教授（建設業法特殊研究・同演習）、小林孝輔教授（比較公法研究・同演習）、堺鉄二郎教授（労働法研究・同演習）。

以上のように法学研究科の“高度専門職業人の養成”を表示するおもしろい構成となり、文部省当局も、ほどんど問題ないとしてパスしてくれました。もつとも多彩な人達を集めるために、多くの先生方のお世話をなつたことをここに記し感謝しておきます。

今一つ重要だと思われます、学生集めについて、若干述べておきます。

私は、昭和四二年（一九六七年）に札幌大学が開学する年の二月一日に開学準備委員として東京から札幌に住所

を移し、種々の準備を行ないました。当初は、経済学部、外国語学部の二学部で出発しました（一年後に経営学部を開設）。我々は、開学準備の各種の仕事のほか、札幌大学を知つてもらうため、北海道中に大学の目的・理念・教員組織に関する文書をもつて回りました。三、四年間は、私も高校訪問を行ないました。私の担当分野は、北見・網走・遠軽・留辺蘂方面だったと記憶しております。教育大学からいらした初代外国部長の安保教授同行させてもらいましたので、各高校に教え子がおり、だいぶ助かりました。しかし、慣れない北海道の冬は、少しこたえました。当時は、入学試験が年一回とか二回ということは不可能であり、二月、三月には、何人か入学希望者があつまれば、毎週入学判定会議を行ないました。若干このころの入学生について述べておきますが、彼等は昨年ぐらいから停年をむかえてきましたが、社会に出てよくやつております。学生時代もよく努力しておりました。初期のころの卒業生で本学の教授になつていてる人も何人かおります。

大変な時代をのりこえて大学らしい体制を整えだした時期は、昭和でいいますと、四八・九年ごろだと思います。

ところで、大学開設後二〇年ほど後の法学部設立時の我々の動向を少し述べておきます。

法学部の学生募集は、大学設立時の経験と札大の知名度および学部名が法学部であったことから設立時ほどではありませんでした。具体的募集方法で記憶しておりますことは、道内だけでなく、全国的に行おうとしたことです。詳細にはおぼえておりませんが、私の行動だけははつきり記憶しております。神奈川県内の高等学校を十校ほど訪問いたしました。

最近は、全国的に学生が少なくなり、定員割れ大学が増加しております。大学設立時や学部設立時とは客観状勢

がまつたく異つており札幌大学も今後大変でしうがなにか良い対策があるとよいですね。

以上法学部設立時のこととを何か書いてもらいたいとの要請に、応えようと努力いたしましたが、学部と大学院が若干ダブってしまい、人名とか時期とかにあやまりがありましたらおゆるし下さい。